

労働者派遣法改正法説明会のお知らせ

本年4月6日に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「労働者派遣法改正法」といいます。)が交付され、本年10月1日から施行されます。(労働契約申込みみなし制度については、改正法が施行されてから3年経過後に施行されます。)

愛媛労働局では、愛媛県内の派遣元・派遣先事業主の皆様を対象とした労働者派遣法改正法についての説明会を下記のとおり開催いたします。

記

1. 日 時：平成24年8月30日(木) 14時～16時
2. 場 所：松山市総合コミュニティセンター 文化ホール(カメラリアホール)
愛媛県松山市湊町7丁目5番地
3. 参加費：無料



参加申込方法については、下記までご連絡ください。

 愛媛労働局 職業安定部 需給調整事業室

TEL: 089-943-5833 FAX: 089-941-5200

【お願い】ご来場に際しては、駐車場に限りがあるため出来る限り交通機関をご利用ください。

改正労働者派遣法の概要

平成24年3月28日に成立し、平成24年4月6日に公布された改正労働者派遣法の概要は、以下のとおりです。

法律名の改正

『労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律』を
『労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律』へ変更

事業規制の強化

- 日雇派遣(日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)の原則禁止(適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合や、雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外)
- グループ企業内派遣の8割規制
- 離職した労働者を、離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止

派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善

- 派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化
- 派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮
- 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合(いわゆるマージン率)などの情報公開を義務化
- 雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示すること
- 労働者派遣契約の解除の際の、派遣元及び派遣先における派遣労働者の新たな就業機会の確保、休業手当等の支払に要する費用負担等の措置を義務化

違法派遣に対する迅速・的確な対処

- 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす
- 処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備

※「登録型派遣の在り方」「製造業務派遣の在り方」「特定労働者派遣事業の在り方」を検討事項とする。

※ 施行期日:平成24年10月1日(労働契約申込みみなし制度の施行日は、法の施行から3年経過後(平成27年10月1日))

【国会での主な修正点】

- 「登録型派遣・製造業務派遣の原則禁止」の削除、「登録型派遣・製造業務派遣の在り方」を検討事項とする。
- 原則禁止される日雇派遣の範囲を「2ヶ月以内」から「30日以内」に修正、原則禁止の例外に「雇用機会の確保が特に困難な場合等」を追加。
- 労働契約申込みみなし制度の施行日を「法の施行から3年経過後」に延期。

